明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

第三十九条の百十三の二第一項中「除く。」の下に「、第八十一条の五の二第一項」を加え、「第六十八条の九十第一項」を「第六十八条の九十第二項第一号」に、「特定外国子会社等に係る同項」を「外国関係会社に係る同条第一項」に、「若しくは同条第四項」を「、同条第六項」に、「個別部分課税対象金額又は」を「個別部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額又は」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「個別部分課税対象金額を」を「個別部分課税対象金額若しくは同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額を」に改め、同条第十八項中「第六十八条の九十第一項」を「第六十八条の九十第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、同条第十九項第二号イ中「第六十八条の九十第一項」を「第六十八条の九十第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「同項」を「同条第一項」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項」に、「個別部分課税対象金額（」を「個別部分課税対象金額又は同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額（」に、「又は当該」を「、当該」に、「係る同条第四項」を「係る同条第六項」に改め、「部分適用対象金額」の下に「又は当該個別金融子会社等部分適用対象金額」を加え、同号ロ中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項」に、「個別部分課税対象金額（」を「個別部分課税対象金額又は同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額（」に、「又は当該」を「、当該」に、「係る同条第四項」を「係る同条第六項」に改め、「部分適用対象金額」の下に「又は当該個別金融関係法人部分適用対象金額」を加え、同条第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額に係る同条第八項に規定する金融関係法人部分適用対象金額」を加える。

第三十九条の百十三の三第三項第二号イ中「第六十八条の九十第一項」を「第六十八条の九十第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に、「同項」を「同条第一項」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項」に、「個別部分課税対象金額（」を「個別部分課税対象金額又は同条第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額（」に、「又は当該」を「、当該」に、「係る同条第四項」を「係る同条第六項」に改め、「部分適用対象金額」の下に「又は当該個別金融子会社等部分適用対象金額」を加え、同号ロ中「特定外国法人」を「外国関係法人」に、「又は同条第四項」を「、同条第六項」に、「個別部分課税対象金額（」を「個別部分課税対象金額又は同条第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額（」に、「又は当該」を「、当該」に、「係る同条第四項」を「係る同条第六項」に改め、「部分適用対象金額」の下に「又は当該個別金融関係法人部分適用対象金額」を加える。

第三章第二十七節の節名中「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改める。

第三十九条の百十四を次のように改める。

（個別課税対象金額の計算等）

第三十九条の百十四　法第六十八条の九十第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外国関係会社（同条第二項第二号に規定する特定外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）又は対象外国関係会社（同条第二項第三号に規定する対象外国関係会社をいう。以下この項において同じ。）の各事業年度の同条第一項に規定する適用対象金額に、当該各事業年度終了の時における当該連結法人の当該特定外国関係会社又は対象外国関係会社に係る請求権等勘案合算割合を乗じて計算した金額とする。

2　前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　請求権等勘案合算割合　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（イ及びハに掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれイ及びハに定める割合の合計割合）をいう。

イ　連結法人が外国関係会社（法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社をいい、被支配外国法人（法第六十六条の六第二項第一号ロに掲げる外国法人をいう。以下この項及び次条第十四項において同じ。）に該当するものを除く。イ及びハにおいて同じ。）の株式等（株式又は出資をいう。以下この節において同じ。）を直接又は他の外国法人を通じて間接に有している場合　当該外国関係会社の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式等を除く。）の総数又は総額（以下この節において「発行済株式等」という。）のうちに当該連結法人の有する当該外国関係会社の請求権等勘案保有株式等の占める割合

ロ　法第六十八条の九十第二項第一号に規定する外国関係会社が連結法人に係る被支配外国法人に該当する場合　百分の百

ハ　連結法人に係る被支配外国法人が外国関係会社の株式等を直接又は他の外国法人を通じて間接に有している場合　当該外国関係会社の発行済株式等のうちに当該被支配外国法人の有する当該外国関係会社の請求権等勘案保有株式等の占める割合

二　請求権等勘案保有株式等　連結法人又は当該連結法人に係る被支配外国法人（以下この項及び次項において「連結法人等」という。）が有する外国法人の株式等の数又は金額（当該外国法人が請求権（法第六十六条の六第一項に規定する請求権をいう。以下この節において同じ。）の内容が異なる株式等又は実質的に請求権の内容が異なると認められる株式等（以下この項、第三十九条の百十五第四項第二号及び第三十九条の百十九第十一項第二号イにおいて「請求権の内容が異なる株式等」という。）を発行している場合には、当該外国法人の発行済株式等に、当該連結法人等が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる法人税法第二十三条第一項第一号に規定する剰余金の配当、利益の配当又は剰余金の分配（次号において「剰余金の配当等」という。）の額がその総額のうちに占める割合を乗じて計算した数又は金額）及び請求権等勘案間接保有株式等を合計した数又は金額をいう。

三　請求権等勘案間接保有株式等　外国法人の発行済株式等に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（次に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、それぞれ次に定める割合）を乗じて計算した株式等の数又は金額をいう。

イ　当該外国法人の株主等（法人税法第二条第十四号に規定する株主等をいう。以下この号及び次項第一号において同じ。）である他の外国法人（イにおいて「他の外国法人」という。）の発行済株式等の全部又は一部が連結法人等により保有されている場合　当該連結法人等の当該他の外国法人に係る持株割合（その株主等の有する株式等の数又は金額が当該株式等の発行法人の発行済株式等のうちに占める割合（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める割合）をいう。以下この号において同じ。）に当該他の外国法人の当該外国法人に係る持株割合を乗じて計算した割合（当該他の外国法人が二以上ある場合には、二以上の当該他の外国法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

(1)　当該発行法人が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合（(2)に掲げる場合に該当する場合を除く。）　その株主等が当該請求権の内容が異なる株式等に係る請求権に基づき受けることができる剰余金の配当等の額がその総額のうちに占める割合

(2)　当該発行法人と居住者（法第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この節において同じ。）又は内国法人との間に実質支配関係（法第六十八条の九十第二項第五号に規定する実質支配関係をいう。以下この節において同じ。）がある場合　零

ロ　当該外国法人と他の外国法人（その発行済株式等の全部又は一部が連結法人等により保有されているものに限る。ロにおいて「他の外国法人」という。）との間に一又は二以上の外国法人（ロにおいて「出資関連外国法人」という。）が介在している場合であつて、当該連結法人等、当該他の外国法人、出資関連外国法人及び当該外国法人が株式等の保有を通じて連鎖関係にある場合　当該連結法人等の当該他の外国法人に係る持株割合、当該他の外国法人の出資関連外国法人に係る持株割合、出資関連外国法人の他の出資関連外国法人に係る持株割合及び出資関連外国法人の当該外国法人に係る持株割合を順次乗じて計算した割合（当該連鎖関係が二以上ある場合には、当該二以上の連鎖関係につきそれぞれ計算した割合の合計割合）